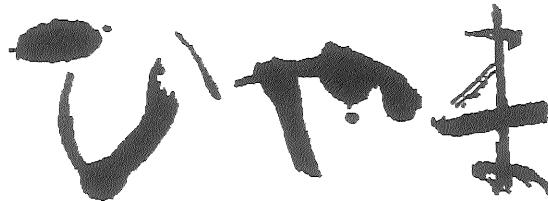


## 第10号

定価1年間300円  
組合員の購読料は  
組合費に含む  
査定昇給問題特集号



発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1  
TEL 0139(52)0858 FAX (52)1490  
発行責任者 石橋英敏  
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

## 1月1日より査定昇給制度の導入

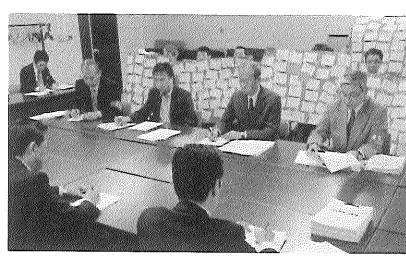
協力・共同、そして、教職員同士の  
信頼関係を渡さない！

「査定昇給制度」交渉  
終わる

十月九日、三月から継続してきた査定昇給問題の交渉を行いました。

2869筆の署名と多数の怒りの声を道教委に届け、交渉に臨みました。「成果主義による教職員の序列化は、協力・共同、チームで職務遂行する学校という職場が分断される」など、問題点を指摘し、「多くの教職員は、『査定』で逆に元気をなくしている」「教職員が納得できるものに」という声も届け、「査定昇給」制度に対する道教委の姿勢を質しました。

格差においては、当初の提案より半減しましたが、国会での法律が制定されているため、序列的なものは残りました。ただ、「上位区分はBのみ」「上位区分を若年層に重点的に配分する」という教職員給与水準全体の改善を



図りたいという回答を得ました。また、教職員の協力共同をまもるための「基本原則」（左記参照）が確認されました。この「基本原則」をもとに、管理職とも、もちろん教職員間も分断されない「学校づくり」が望されます。

## 道教委との確認

- ① 学校教育は「校長を中心に教職員が協力し、組織的、継続的に行われる」ものであり、「教育の成果は一朝一夕にあらわれるものではない」と。
- ② 学校の教育目標は、校長の学校経営理念のもとで、教職員の意見が生かされ、学校や地域の実態を踏まえて設定されるものである」と。その学校教育目標の実現に向けて教職員一人ひとりが努力すべきこと。
- ③ 教育目標を達成するためには、校長と教職員との信頼関係が保たれ、教職員同士の十分な意思疎通、共通理解が図られている必要があること。

## 査定昇給制度をザックリ言うと…

対象職員	昇給区分	号俸アップ		評定は3つ ①業績②意欲・姿勢③能力④公務貢献加点	評価者 1次 教頭 2次 校長 (一般等)
		55歳超	左記以外		
全職員	A			今回は導入されず	
※1：対象外①最高号俸到達者 ②再任用者	B (特に良好)	1	6	30%程度 (若年層 (35歳以下に重点配分))	
※2：期限付は対象者だが、上位区分 (B) はつかない。	C (標準)	0	4	B・DEの評価以外	
	D (やや良好でない)	0	2	勤務していない日数 (1/4以上・1/2以上等)	
	E (良好でない)	0	0	訓告・戒告・減給・停職等の明白なもの	

これで、査定は勤勉と給料現在、このように、評定され、金額に反映されるのは、六月と一二月の「勤勉手当」（ボーナス）だけでした。今回の「査定昇給制度」導入により、勤勉手当（ボーナス）と毎月の給料に格差ができる制度になります。

勤勉手当（ボーナス）と給料（昇給制度）とでは、査定評定の違いがあることは押さえが必要があります。今回は、あらたな「査定昇給制度」に絞って説明します。

まず、対象は、全職員です。但し、「最高号俸到達者」と「再任用者」は、対象外です。期限付職員は、対象者ですが、上位区分 (B) はつきません。

昇給区分は4段階

次に、昇給区分ですが、上記の表のように5段階なので、Aの導入はなくなりました。したがって、最高が6号俸アップになります。今までには、4号俸アップなので、Bになると、2号俸プラスになるわけです。また、処分や勤務をしていない日数不足等がない限り、D・Eはつきません。（詳細は別途、「手引き」があります。問い合わせください）

【裏面に続く】

